

滋賀の生き物と 人のつながり かんがえてみませんか

傷ついた鳥や獣を見かけた時、

「見殺しにはできない。」

「なんとか守ってあげたい。」 でも……

みなさんにも、こんな心の葛藤を
経験したことがあるかもしれません。

このパンフレットは、そんな皆さんが、その場で

どう考え⇒どう行動するのか

を考える時のお手伝いをするために作られました。

～傷病鳥獣編～

生き物達は今

野生鳥獣は、生態系を構成する要素の一部であり、生態系の維持に重要な役割を果たしています。また、自然に生きる野生鳥獣の命は、食物連鎖により支えられ、これが繰り返されることにより生態系が維持されています。

傷病野生鳥獣の救護にあたっては、こうしたことを念頭に、人と野生鳥獣との適切な関わりを考えながら対応する必要があります。

県では、こうしたことから、個体レベルでの保全が必要な「希少種」であり、かつ野生復帰が見込まれる個体を救護の対象として野生復帰を図っています。

人と野生鳥獣をめぐる様々な問題

【傷病鳥獣問題】

狭義には、人間活動などにより傷ついた野生動物の命を救い、野生復帰させることを言います。

【獣害問題】

増えすぎた野生鳥獣による人間生活や自然環境への影響が問題となっています。

【外来生物問題】

違法な遺棄にともない、野外で増殖し、人間生活と生態系への影響が問題となっています。

【野生鳥獣の出没と遭遇問題】

最近、野生鳥獣の人家周辺への出没や遭遇により、様々な軋轢あつれいが問題となっています。

野生鳥獣への対応 “心の葛藤”



傷ついた野生鳥獣をみかけたら
どうすればいいですか？



野生鳥獣の様子をよく観察し、
そのままそっとしておくか、
必要に応じて関係機関に
連絡しましょう

状況を観察し判断します。～分かる範囲で～

- 怪我をしているのか、病気なのか？
- 自然でおこっていることなのか？
人が関与していることなのか？

自然に任せる方がいい場合もあります。無理やり
捕まえようとするれば、ショック死する場合があります。
保護することで、状態の悪化をまねくこともあります。



傷ついた野生鳥獣を
自分で飼ってもいいですか？



野生の鳥獣は飼うことはできません。

例えば、絡まった釣り糸を外した時など、野生に復帰できる
場合は、できるだけ早く自然に帰してあげましょう。



野生鳥獣の捕獲や飼養は
禁止されています。

- 野生鳥獣を捕獲したり飼ったりする
ことは、原則禁止です。



保護された鳥獣は
どうなるの？



保護 保護するかどうかの判断を行う。
▼
診断 獣医師による診断と治療を受ける。
▼
リハビリ 野生復帰に向けて
リハビリを行う。
▼
放鳥

野生復帰
野生への復帰率
は2～3割と低い
のが現状。



一口メモ

救護の実態

■保護されることの多い時期

- ・5月～8月
子育ての時期で、幼鳥・幼獣が多い

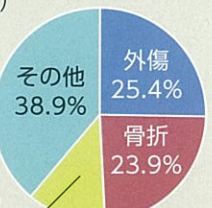
■保護の原因

- ・育すう期のヒナ(まいご、親の死亡)
 - ・交通事故や窓・電線等への衝突
 - ・衰弱(食物不足、病気、老衰等)
- ※原因の特定は難しい

■鳥類救護の実態

意外と多いのが、
飛ぶ練習中のヒナの保護です。
周辺では、ちゃんと親が見ているかもしれません。

打撲
11.9%



[平成25年度の実態より]



道に動物が死んでいました。
何かすることは
ありますか？



交通の障害になる場合は、
最寄の警察署に
連絡してください。

ロードキル
車に引かれる
野生動物が
あとをたちません



ヒナを見つけたときは
どうしたらいいですか？



状況に合わせて
対応しましょう。

そっとしておく

巣立ちの練習をしている時や、たまたま巣
から落下したと考えられる時は、近くに親がい
ることもあります。しばらく様子を見ましょう。

もし気になるなら

ザルなどに入れ、ヘビやネコなどが近づけ
ない工夫をし、木などにつるしてあげましょう。



たくさんの鳥が死んでいました。
どこかに連絡したほうがいいでしょうか？



県内関係機関、お近くの
市町に連絡してください。



高病原性鳥インフルエンザ感染が疑われる個体の取り扱い

野鳥が死んでいたら、高病原性鳥インフルエンザが国内の野鳥又は家さんにおいて発生し、終息するまで、人や家畜、ペットへの感染拡大防止を最優先する必要があります。原則としてこうした傷病鳥獣については、直接素手で触れないように注意し、触れた場合は、うがいや手指の洗浄消毒をして下さい。

鳥インフルエンザについて

●鳥インフルエンザとは

A型インフルエンザウイルスに感染している鳥獣の感染症で、16のHA亜型と9のNA亜型に分類されます。また、ニワトリへの病原性の強さにより、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性インフルエンザ、それ以外の鳥インフルエンザに分けられます。

●どうして感染拡大するの

鳥インフルエンザウイルスは一般に、水鳥の腸管で増殖し、糞便とともに湖沼中に排泄され、ウイルスを含む水を水鳥が摂食することで伝播されます。



鳥インフルエンザは
人に感染しますか？



鳥インフルエンザウイルスは、日常的な接し方(野鳥観察など)では、人には感染しないと考えられます。冷静な対応をお願いします。



アライグマが怪我をしています。
どうすればいいでしょうか？



特定外来生物(アライグマ等)については、
野に放つことが禁止されています。



安楽殺をする必要がありますので
お近くの市町または
森林整備事務所にご相談ください。

一口メモ

外来生物(特定外来生物)

今まで滋賀県に生息していなかった生き物が、人々の活動により持ち込まれ定着し、繁殖するようになったものがたくさんいます。外来種の中でも、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、または、及ぼすおそれがあるものを特定外来生物といい、取り扱いを規制し、防除の対象としています。

野生に返してやることが目的。そのための保護・看護です。

鳥獣との接し方

～野外で傷ついたり
死んだりした
鳥獣をみかけたら～

- 傷ついた野生鳥獣は、素手で触らないでマスク、ゴム手袋を使用し、使ったものは焼却処分しましょう。
- 鳥獣の排泄物を踏まないように注意し、触れたら必要に応じて消毒しましょう。鳥インフルエンザに感染していた場合は、他の地域への拡散につながります。
- 鳥獣の糞に触れたら、薬用石鹸などで手洗いをし、うがいをしましょう。
- たくさんの野鳥が死んでいるのを見つけたら、関係機関に連絡をお願いします。

保護する場合の 捕まえ方

- 大き目の網などを使います。極端な追廻は、鳥獣への負担が増します。
- 顔に布などを被せると、おとなしくなることもあります。
- 上から胴を捕みますが、小鳥等は胸を強く圧迫すると弱ってしまいます。
- 体が収まる程度の箱に入れます。もし、外が見えるようなら、タオルなどで覆いをします。
- 寒い場合は、お湯を入れたペットボトルにタオルを巻いたものを入れ保温します。



飼育動物等の取り扱い

- 飼育動物は拾得物である可能性があるため、最寄の警察署に相談してください。なお、飼い主不明のイヌ、ネコについては、保険所に連絡してください。

救護対象鳥獣について

野生鳥獣救護については、いろいろな考え方や様々な問題・課題があります。

動物愛護から考えると、全ての鳥獣の救護が望ましく、意義があります。しかし、シカや外来種のアライグマなど、生態や農林水産業に被害をもたらす、駆除をすすめている動物の救護には問題があります。

また、野生動物は、自然のままに生きていくのが本来の姿です。他の生き物に襲われて傷ついたり、病気や老衰で弱ったりするのも、自然の姿です。生き物は自然の中で、お互いの命をつなぎながら生きています。

しかし、時には人間の仕掛けた釣り糸や網に絡まったり、窓ガラスに衝突したりする事故が起こります。自然の姿を大切にしながら、地域の生態系や生物多様性の保全に貢献できる野生鳥獣救護が大切です。

保護する動物については、個体レベルでの保全が必要な希少な鳥獣を対象とし、外来鳥獣、鳥獣害被害をもたらす種は除きます。



絶滅危機増大種

ヤマネ

一口メモ

レッドデータ種

Red Data

滋賀県では、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づいて「希少な野生動植物」を定め、「滋賀県レッドデータブック」を作成しています。また、レッドデータブックの上位3カテゴリー（絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種）に評価されたものを「希少野生動植物」としています。



絶滅危惧種



希少種

キビタキ

カワネズミ

滋賀県傷病鳥獣対応機関一覧

西部・南部森林整備事務所 (本所)	〒520-0807 大津市松本1-2-1 TEL.077-527-0655 FAX.077-523-1831
甲賀森林整備事務所	〒528-0005 甲賀市水口町水口6200(合同庁舎) TEL.0748-63-6116 FAX.0748-63-3927
中部森林整備事務所 (東近江グループ)(湖東グループ)	〒527-0023 東近江市八日市緑町7-23 FAX.0748-22-8798 TEL.0748-22-7718(東近江グループ) TEL.0748-22-7717(湖東グループ)
湖北森林整備事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2 TEL.0749-65-6616 FAX.0749-63-4155
西部・南部森林整備事務所 (高島支所)	〒520-1621 高島市今津町今津1758 TEL.0740-22-6033 FAX.0740-22-6265
自然環境保全課 生物多様性戦略推進室	〒520-8577 大津市京町4-1-1 TEL.077-528-3483 FAX.077-528-4846

企画・製作

生物多様性戦略推進室

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1 滋賀県庁 自然環境保全課内
TEL.077-528-3483 FAX.077-528-4846

